2	(1)　千葉県千葉市中央区問屋町１―35　(135.70) (2)　千葉県千葉市緑区小食土町1169―16　(154.10)	北緯35度36分08秒東経140度06分40秒の地点と北緯35度31分11秒東経140度16分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県さいたま市中央区新都心１―１　(190.00) (2)　茨城県かすみがうら市雪入字沢山国有林218林班れ小班　(415.00)	北緯35度53分33秒東経139度37分59秒の地点と北緯36度10分19秒東経140度10分43秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度10分20秒東経140度10分44秒の地点と北緯36度10分21秒東経140度10分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　山梨県甲府市丸の内１―６―１　(339.00) (2)　山梨県南巨摩郡早川町初鹿島字向山1766　(1156.00)	北緯35度39分49秒東経138度34分06秒の地点と北緯35度23分55秒東経138度25分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　愛知県名古屋市北区福徳町５―52　(54.20) (2)　愛知県岡崎市石原町字闇苅69―３　(795.00)	北緯35度12分46秒東経136度54分03秒の地点と北緯34度54分41秒東経137度25分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　愛知県名古屋市中区三の丸２―５―１　(77.90) (2)　愛知県名古屋市北区福徳町５―52　(64.20)	北緯35度10分48秒東経136度54分09秒の地点と北緯35度12分46秒東経136度54分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　長野県長野市柳町８　(428.50) (2)　長野県長野市大岡聖山丙5402―１　(1461.00)	北緯36度39分13秒東経138度11分53秒の地点と北緯36度37分58秒東経138度10分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　長野県長野市柳町８　(433.50) (2)　長野県中野市立ケ花鍋土550―６　(405.10)	北緯36度39分13秒東経138度11分53秒の地点と北緯36度40分52秒東経138度14分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　新潟県上越市八千浦２　(104.00) (2)　長野県上水内郡信濃町野尻長範山2102―２　(783.40)	北緯37度12分26秒東経138度16分50秒の地点と北緯37度09分14秒東経138度16分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　岐阜県岐阜市六条江東３―５―７　(57.90) (2)　岐阜県本巣市根尾越波字棚倉648―８　(1242.00)	北緯35度23分17秒東経136度44分31秒の地点と北緯35度24分51秒東経136度43分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　京都府宮津市字鶴賀小字鶴賀町2064―15　(27.30) (2)　京都府宮津市字皆原小字寺田９　(328.80)	北緯35度32分06秒東経135度12分03秒の地点と北緯35度31分28秒東経135度12分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　京都府宮津市字皆原小字寺田９　(328.80) (2)　京都府宮津市小田宿野42　(110.30)	北緯35度31分28秒東経135度12分56秒の地点と北緯35度31分30秒東経135度12分59秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度31分32秒東経135度13分01秒の地点と北緯35度33分35秒東経135度15分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　京都府宮津市小田宿野42　(56.50) (2)　京都府宮津市字須津小字奥山122　(365.00)	北緯35度33分32秒東経135度15分17秒の地点と北緯35度32分11秒東経135度10分11秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度32分10秒東経135度10分09秒の地点と北緯35度32分10秒東経135度10分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　京都府舞鶴市字千歳500　(71.60) (2)　京都府宮津市字須津小字奥山122　(365.00)	北緯35度31分38秒東経135度20分32秒の地点と北緯35度31分38秒東経135度20分20秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度31分39秒東経135度20分18秒の地点と北緯35度32分09秒東経135度10分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　兵庫県宍粟市山崎町母栖桜ヶ谷175―１　(602.00) (2)　兵庫県宍粟市一宮町閏賀字三尾591―70　(631.00)	北緯35度03分44秒東経134度36分08秒の地点と北緯35度03分58秒東経134度35分52秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度04分00秒東経134度35分50秒の地点と北緯35度05分46秒東経134度33分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　兵庫県宍粟市一宮町東河内字林1634―59　(1103.00) (2)　兵庫県宍粟市一宮町閏賀字三尾591―70　(631.00)	北緯35度07分55秒東経134度39分21秒の地点と北緯35度05分49秒東経134度33分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　兵庫県神崎郡神河町長谷字寺尾1591―４　(375.00) (2)　兵庫県神崎郡神河町大山字間谷955―12　(824.00)	北緯35度07分40秒東経134度43分02秒の地点と北緯35度06分32秒東経134度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　兵庫県宍粟市一宮町東河内字林1634―59　(1103.00) (2)　兵庫県神崎郡神河町大山字間谷955―12　(824.00)	北緯35度07分54秒東経134度39分26秒の地点と北緯35度06分32秒東経134度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　兵庫県宍粟市山崎町母栖桜ヶ谷175―１　(592.00) (2)　兵庫県宍粟市山崎町母栖字ツツラサコ260―１　(630.00)	北緯35度03分44秒東経134度36分08秒の地点と北緯35度03分53秒東経134度36分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　兵庫県佐用郡佐用町福澤字スリコバチ911―８　(445.00) (2)　兵庫県宍粟市山崎町母栖字ツツラサコ260―１　(630.00)	北緯35度01分21秒東経134度20分31秒の地点と北緯35度03分55秒東経134度36分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　兵庫県宍粟市山崎町母栖桜ヶ谷175―１　(592.00) (2)　兵庫県宍粟市山崎町梯字北山307―10　(813.00)	北緯35度03分44秒東経134度36分08秒の地点と北緯35度04分13秒東経134度31分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域